

四街道市こどもルーム条例の一部を改正する条例

四街道市こどもルーム条例（平成17年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

四和小ひかりこどもルーム	四街道市和良比228番地
四和小のぞみこどもルーム	

を

四和小ひかりこどもルーム	四街道市和良比228番地
四和小のぞみこどもルーム	
四和小つばさこどもルーム	

に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。